

宇都宮税務署からのお知らせ

11月11日から17日は「税を考える週間」です

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に様々な情報を提供し、国民の皆様に税の役割などについて考えていただくほか、納税者の方からの税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けています。

国税庁ホームページでは、「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組を発信しています。

消費税軽減税率制度説明会のご案内

宇都宮税務署が事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方など、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

▶開催日時＝11月21日(水)午後3時40分～4時40分

▶場所＝上三川いきいきプラザ

宇都宮税務署での相談は事前に「予約」をお願いします

税務署の窓口での待ち時間を減らし、来署される方の利便性の向上を図るため、資料を持参しての相談や、申告の手続きを希望される場合は、事前に相談日時等の予約をお願いしています。

※1月～3月は予約による面接相談は行っておりませんのでご注意ください。

源泉徴収義務者の皆様へ

平成30年分年末調整説明会を開催します。

開催日	開催時間	開催場所
11月20日(火)	午前10時30分～ 午後0時30分	河内地区市民センター 宇都宮市中岡本町3221-4
11月21日(水)		上三川いきいきプラザ 上三川町大字上蒲生127-1
11月22日(木)	午後1時30分～ 午後3時30分	宇都宮市文化会館 宇都宮市明保野町7-66

※「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご持参ください。

※年末調整関係用紙等の送付枚数は、一定枚数となっておりますので、不足がある場合には、説明会会場又は税務署の窓口でお受け取りください。

なお、年末調整関係の用紙は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からも入手できます。

▶問い合わせ先＝宇都宮税務署 ☎028(621)2151(自動音声案内)

税務課 住民税係 ☎(56)9122